

令和2年6月文京区議会定例議会提案事項

1 文京区特別区税条例等の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1513頁）

- (1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 区民税の非課税対象の見直し（第10条）

前年の合計所得金額が135万円以下である場合における非課税措置の対象について、単身児童扶養者及び寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加える。
 - イ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し（第17条）
 - (ア) 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下であるものに限る。）について、ひとり親控除を適用し、その者の前年の総所得金額等から30万円を控除する。
 - (イ) 子以外の扶養親族を有する寡婦について、寡婦控除の適用要件に前年の合計所得金額が500万円以下であることを加える。
 - (ウ) ひとり親控除及び寡婦控除の適用要件に、住民票の続柄に未届の夫又は未届の妻である旨の記載がないことを加える。
 - (エ) 寡婦控除の特別加算及び寡夫控除を廃止する。
 - ウ 扶養親族等申告書の記載事項の変更（第24条の2及び第24条の3）

給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族等申告書にその旨を記載することを不要とする。
 - エ 特別区たばこ税の葉巻たばこの課税方式の見直し（第49条第2項）

軽量の葉巻たばこについて、次のとおり段階的に課税方式を見直す。

 - (ア) 第1段階（令和2年10月1日）

1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。
 - (イ) 第2段階（令和3年10月1日）

1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。
 - オ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例の延長（付則第4条）
 - (ア) 適用期限を3年間延長し、令和6年度までとする。
 - (イ) 適用対象となる売却の範囲に、農林水産大臣の認定を受けた地方卸売市場において行う売却を加える。
 - カ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設（付則第10条第1項及び第11条第3項）

都市計画区域内にある低未利用土地等のうち一定の要件を満たすものを譲渡した場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円（当該長期譲渡所得の金額が100万円に満たない場合にあつては、当該長期譲渡所得の金額）を控除する。
 - キ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の延長（付則第11条第1項及び第2項）

適用期限を3年間延長し、令和5年度までとする。
 - ク 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の特例の延長（付則第5条の3）

適用期限を6月間延長し、令和3年3月31日までとする。
 - ケ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等（付則第16条）

申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者が、当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない期間について、通知を受けた日から20日以内とする。

コ 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設（付則第17条）

所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第6条第4項の規定の適用を受けた場合について、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長し、令和16年度までとする。

サ その他規定の整備

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)エ(7)については令和2年10月1日、(2)ア、イ、カ及びコについては令和3年1月1日、(2)エ(4)については令和3年10月1日

2 文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3920頁）

(1) 提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 補償基礎額の改定（第5条第2項）

8,800円 → 8,900円

イ 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率に係る規定の整備（付則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項）

100分の5 → 事故発生日における法定利率

ウ その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

3 文京区介護保険条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻2464頁）

(1) 提案理由 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、保険料の軽減措置を拡充するほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、保険料の減免に係る特例を設けるため、提案する。

(2) 改正内容

ア 第一号被保険者のうち第1段階から第3段階までに該当する者の令和2年度における保険料（年額）を軽減する。（第10条）

第1段階 27,100円 → 21,700円

第2段階 41,600円 → 32,500円

第3段階 52,400円 → 50,600円

イ 新型コロナウイルス感染症により第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、若しくは重篤な傷病を負った場合又は新型コロナウイルス感染症の影響によりその者の収入の減少が見込まれる場合において、区長が必要があると認めたときは、令和2年2月1日から規則で定める日までの間に納期限が到来する保険料を減免する。（付則第8条）

(3) 施行期日等

ア 施行期日 公布の日

イ 適用日 (2)イについては令和2年2月1日、(2)アについては令和2年4月1日

4 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（文京区例規集第3巻3175頁）

- (1) 提案理由 江戸川橋新目白通り自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容
一時利用制自転車駐車場の新設（別表第1）
江戸川橋新目白通り自転車駐車場 東京都文京区関口一丁目23番6号付近
- (3) 施行期日 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

5 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1700頁）

- (1) 提案理由 手数料の徴収項目を追加するため、提案する。
- (2) 改正内容
屋外広告物の表示又は掲出の許可手数料に、プロジェクションマッピングに係る徴収項目を追加する。
（別表第1）
面積5㎡までごとにつき 3,220円
※ 面積1,000㎡を超えるもの 644,000円
- (3) 施行期日 公布の日

6 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1879頁）

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 特定地域型保育事業者による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じている場合には、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。（第42条第2項）
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

7 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1976頁）

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう区長が保育所の利用の調整に当たり必要な措置を講じている場合には、卒園後の受入先としての連携施設の確保に係る規定を適用しないこととすることができる。（第6条第2項）
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（文京区例規集第2巻1951頁）

- (1) 提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 放課後児童支援員の資格要件の改正（第10条第3項）
「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの」→「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの」
- (3) 施行期日 公布の日

9 文京区立明化小学校等改築工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立明化小学校等改築工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金53億8,230万円
- (4) 契約の相手方 飛島・小野組・伊藤工業建設共同企業体
構成員（代表者） 東京都港区港南一丁目8番15号
飛島建設株式会社
代表取締役社長 乗京正弘
構成員 東京都文京区後楽一丁目1番13号
株式会社小野組
代表取締役社長 小野敬語
構成員 東京都文京区本郷二丁目31番10号
伊藤工業株式会社
代表取締役 佐々木淳子

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年10月30日まで
- ② 支出科目等 令和2年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和3年度から令和8年度まで 債務負担行為

10 和解及び損害賠償額の決定について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、提案する。
- (2) 賠償の理由 令和元年5月20日、東京都文京区小石川一丁目9番6号先路上において、区所有の清掃小型プレス車による自動車事故が発生し、相手方に損害を与えたため
- (3) 和解の内容 治療費、慰謝料、車両修理代及び代車代を区が負担する。
- (4) 賠償金額 金107万9,720円
- (5) 相手方 小型自動二輪車を運転していた者